

平成17年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び監査実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	7
(1) 財務に関する指摘事項	7
(2) 事務に関する指摘事項	8
(3) 部局別件数	9
(4) 監査所見	10
第3 部局別の指摘事項	12
○ 知事公室	12
(1) 事務に関する事項	12
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	12
○ 総務部	12
(1) 財務に関する事項	12
[収入]	12
① 県税収納率の向上に努力を要するもの	12
② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの	12
③ 徴収に努力を要するもの	12
○ 企画部	13
(1) 財務に関する事項	13
[収入]	13
① 調定事務が適正でなかったもの	13
[工事]	13
① 設計変更等が適切でなかったもの	13
② 事業計画等が適切でなかったもの	13
(2) 事務に関する事項	13
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	13
○ 文化環境部	13
(1) 財務に関する事項	13
[支出]	13
① 支出負担行為の整理が遅れていたもの	14

(2) 事務に関する事項	14
① 消防用設備の定期点検が実施されていなかったもの	14
○ 福祉保健部	14
(1) 財務に関する事項	14
[収入]	14
① 徴収に努力を要するもの	14
② 債権の管理が適正でなかったもの	14
[支出]	14
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	14
[財産]	15
① 公有財産の管理が適正でなかったもの	15
(2) 事務に関する事項	15
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	15
○ 農林水産部	15
(1) 財務に関する事項	15
[収入]	15
① 徴収に努力を要するもの	16
[支出]	16
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	16
○ 観光商工部	16
(1) 財務に関する事項	16
[収入]	16
① 調定事務が適正でなかったもの	16
[支出]	16
① 給与が過払いとなっていたもの	16
② 支出負担行為の整理が遅れていたもの	17
[財産]	17
① 公有財産の管理が適正でなかったもの	17
○ 土木建築部	17
(1) 財務に関する事項	17
[収入]	17
① 徴収に努力を要するもの	17
[支出]	17
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	17
② 補助金の執行について改善を要するもの	18

[契 約]	18
① 委託費の積算が過大となっていたもの	18
○ 出納事務局	18
(1) 財務に関する事項	18
[支 出]	18
① 給与が不足払いとなっていたもの	18
○ 企業局	18
(1) 財務に関する事項	18
[工 事]	18
① 工事請負契約後、長期にわたり工事着手されていなかったもの	18
○ 病院事業局	18
(1) 財務に関する事項	18
[収 入]	18
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	18
② 行政財産の使用料の徴収に努力を要するもの	19
[支 出]	19
① 給与が過払いとなっていたもの	19
[契 約]	19
① 予定価格調書が作成されていなかったもの	19
② 業務委託契約に係る履行確認が不十分なもの	19
(2) 事務に関する事項	19
① 情報セキュリティ対策基準を策定すべきもの	19
○ 教育庁	20
(1) 財務に関する事項	20
[支 出]	20
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	20
② 委託料の確定手続きが行われていなかったもの	20
[契 約]	21
① 業務委託契約の一部不履行について	21
○ 警察本部	21
(1) 財務に関する事項	21
[支 出]	21
① 給与が過払いとなっていたもの	21

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定に基づいて、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

ア 監査対象年度 平成17年度

イ 監査実施期間 平成18年1月17日から平成18年9月15日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、財務に関する監査については、監査の重点項目を次のとおり定めて実施し、事務に関する監査については、監査対象機関が処理する行政全般の事務について実施した。

平成18年の監査の重点項目

ア 収入事務の適正化について

イ 予算の計画的かつ効果的執行について

ウ 財産（公有財産、物品）の取得、管理及び処分について

- エ 工事の設計及び施工について
- オ 補助金等の経理及び効果について
- カ 公営企業の経営管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	14	14	14	0
企 画 部	37	37	37	0
文 化 環 境 部	11	11	11	0
福 祉 保 健 部	25	25	25	0
農 林 水 産 部	31	31	31	0
観 光 商 工 部	17	17	17	0
土 木 建 築 部	24	24	24	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	10	10	7	3
病 院 事 業 局	9	9	9	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	104	104	60	44
警 察 本 部	44	44	37	7
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合 計	339	339	285	54

注：部局名は平成18年4月1日現在で表記してある。

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		水産海洋研究センター石垣支所	平成18年 6月 2日
本庁各課	平成18年 7月25日～7月26日 " 8月14日	工業技術センター	" 3月16日 " 4月10日
消防学校	" 2月14日 " 3月23日	工芸指導所	" 3月22日
総務部		宮古支庁各課 (伊良部大橋建設現場事務所)	" 5月23日～5月26日 " 6月13日
本庁各課	平成18年 7月27日～7月28日 " 8月17日	八重山支庁各課 (八重山農業用ガム管理所) (真栄里ガム管理所)	" 5月29日～6月 2日 " 6月 6日
東京事務所	" 2月16日 " 3月16日	文化環境部	
公文書館	" 2月15日	本庁各課	平成18年 8月 1日～8月 4日 " 9月12日
自治研修所	" 2月28日 " 3月28日	県民生活センター	" 3月14日
名護県税事務所	" 4月18日～4月19日 " 5月23日	計量検定所	" 5月12日
コザ県税事務所	" 6月 6日～6月 7日 " 7月18日	県立芸術大学	" 5月16日～5月17日 " 6月22日
那覇県税事務所	" 6月13日～6月14日 " 7月19日	平和祈念資料館	" 3月24日
自動車税事務所	" 6月 8日 " 7月25日	福祉保健部	
企画部		本庁各課	平成18年 8月15日～8月18日 " 9月12日
本庁各課	平成18年 7月25日～7月28日 " 8月17日	北部福祉保健所	" 4月18日～4月19日 " 5月10日
海洋深層水研究所	" 1月27日 " 2月 6日	中部福祉保健所	" 3月22日～3月23日 " 4月24日
畜産研究センター	" 2月21日～2月22日 " 3月 8日	南部福祉保健所	" 3月23日～3月24日 " 4月20日
農業研究センター	" 4月25日～4月26日 " 5月29日	中央保健所	" 3月14日～3月15日 " 4日12日
農業研究センター名護支所	" 4月21日 " 5月22日	県立看護大学	" 5月18日～5月19日 " 6月22日
農業研究センター園芸支場	" 3月 7日 " 5月18日	首里厚生園	" 3月10日
農業研究センター宮古島支所	" 5月25日 " 6月14日	女性相談所	" 3月10日 " 4月26日
農業研究センター石垣支所	" 6月 1日	若夏学院	" 3月24日
森林資源研究センター	" 2月24日 " 3月24日	石嶺児童園	" 3月16日
水産海洋研究センター	" 2月28日 " 3月29日	中央児童相談所	" 5月11日～5月12日 " 6月13日
		コザ児童相談所	" 5月 9日 " 6月15日

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
身体障害者更正相談所	平成18年 3月14日 " 4月25日	観 光 商 工 部	平成18年 8月 9日～8月11日 " 9月 7日 " 3月 2日 4月18日 " 3月 3日 " 3月 1日 " 3月15日 " 3月17日 " 3月 3日 " 3月22日
総合精神保健福祉センター	" 3月17日 " 4月28日	本庁各課 (労政事務所)	
衛生環境研究所	" 3月16日～3月17日	大阪事務所	
動物愛護センター	" 3月 9日 " 4月19日	(名古屋駐在所)	
中央食肉衛生検査所	" 3月23日	(福岡駐在所)	
北部食肉衛生検査所	" 2月24日 " 3月 8日	自由貿易地域管理事務所	
農 林 水 産 部		具志川職業能力開発校	
本庁各課	平成18年 8月 1日～8月 4日 " 9月 7日	浦添職業能力開発校	
中央卸売市場	" 3月 1日 " 4月12日	労政・女性就業センター	
病虫害防除技術センター	" 3月15日 " 4月26日	土 木 建 築 部	
(ミバエ対策事業所)	" 3月 2日	本庁各課	平成18年 8月15日～8月18日 " 9月14日 " 4月18日～4月20日 " 5月22日 " 5月16日～5月18日 " 6月20日 " 5月 9日～5月11日 " 6月13日 " 4月26日～4月27日 " 5月22日 " 5月26日 " 6月14日 " 4月27日～4月28日 " 5月19日 " 5月11日～5月12日 " 6月16日 " 5月10日
北部農業改良普及センター	" 2月23日	北部土木事務所	
中部農業改良普及センター	" 2月28日 " 3月23日	中部土木事務所	
南部農業改良普及センター	" 4月28日 " 5月19日	南部土木事務所	
農業大学校	" 4月20日 " 5月10日	中城湾港建設事務所 (中城湾港マリンタウン建設事務所)	
北部家畜保健衛生所	" 2月23日 " 3月 6日	下地島空港管理事務所	
中央家畜保健衛生所	" 5月10日	県ダム事務所 (倉敷ダム管理所) (金城ダム管理所)	
家畜衛生試験場	" 5月 9日	下水道管理事務所 (具志川浄化センター) (宜野湾浄化センター) (那覇浄化センター) (西原浄化センター)	
家畜改良センター	" 2月23日 " 3月15日	下水道建設事務所	
北部農林土木事務所	" 4月13日～4月14日 " 5月22日	出 納 事 務 局	
中部農林土木事務所	" 5月16日～5月17日 " 6月15日	平成18年 7月11日 " 8月10日	
南部農林土木事務所	" 4月25日～4月27日 " 5月29日	企 業 局	
北部林業事務所	" 2月24日 " 3月 6日	本庁各課	平成18年 7月 4日～7月 6日 " 8月11日 " 5月18日 " 6月16日 " 5月19日 " 6月20日
南部林業事務所	" 3月 9日 4月28日	石川浄水管理事務所	
水産業改良普及センター	" 3月 1日 " 4月27日	西原浄水管理事務所	
栽培漁業センター	" 4月21日 " 5月23日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
病院事業局		名護高等学校	平成18年 2月 1日 " 3月24日
本庁各課	平成18年 7月12日～7月13日 " 8月11日	宜野座高等学校	" 2月 3日 " 3月 7日
北部病院	" 6月 6日～6月 8日 " 7月13日	石川高等学校	" 1月17日
中部病院	" 6月20日～6月22日 " 7月18日	与勝高等学校	" 1月18日 " 2月 7日
南部医療センター・こども医療センター	" 6月20日～6月22日 " 7月19日	読谷高等学校	" 1月19日
宮古病院	" 6月13日～6月15日 " 7月11日	嘉手納高等学校	" 1月20日 " 2月14日
八重山病院	" 6月13日～6月15日 " 7月20日	具志川高等学校	" 1月24日 " 2月 7日
精和病院	" 6月 8日～6月 9日 " 7月25日	球陽高等学校	" 1月27日
議会事務局	平成18年 7月31日 " 8月23日	普天間高等学校	" 1月26日 " 2月24日
教育庁		陽明高等学校	" 1月17日 " 2月16日
本庁各課	平成18年 8月 9日～8月11日 " 9月14日	首里高等学校	" 1月17日
国頭教育事務所	" 2月21日～2月22日	首里東高等学校	" 1月20日 " 2月16日
中頭教育事務所	" 2月14日～2月15日 " 3月 9日	真和志高等学校	" 1月24日
那覇教育事務所	" 2月16日～2月17日 " 3月28日	小禄高等学校	" 1月26日 " 2月21日
島尻教育事務所	" 2月14日～2月15日 " 3月17日	宮古高等学校	" 2月 8日 " 3月22日
宮古教育事務所	" 2月 7日～2月 8日	伊良部高等学校	" 2月 9日
八重山教育事務所	" 2月 7日～2月 8日 " 3月23日	北部農林高等学校	" 2月 2日
実習船運営事務所	" 2月 2日 " 3月29日	南部農林高等学校	" 1月24日
総合教育センター	" 2月16日～2月17日 " 3月 9日	美来工科高等学校	" 2月 3日
県立博物館	" 2月 1日 " 3月17日	浦添工業高等学校	" 1月18日 " 2月 8日
糸満青年の家	" 1月20日	沖縄工業高等学校	" 1月19日 " 2月21日
宮古少年自然の家	" 2月10日	宮古工業高等学校	" 2月 7日
石垣少年自然の家	" 2月10日	名護商業高等学校	" 1月31日 " 2月14日
辺土名高等学校	" 2月 2日 " 3月15日	具志川商業高等学校	" 1月20日
北山高等学校	" 2月 3日 " 3月24日	中部商業高等学校	" 1月27日
		浦添商業高等学校	" 1月26日 " 2月 8日
		南部商業高等学校	" 1月31日 " 2月 7日

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
湘南高等学校	平成18年 2月10日 " 3月22日	与那原警察署	平成18年 3月 3日 " 4月20日
島尻養護学校	" 1月18日	沖縄警察署	" 3月 9日～3月10日 " 4月10日
西崎養護学校	" 1月25日 " 2月 7日	うるま警察署	" 3月 8日 " 4月24日
宮古養護学校	" 2月 9日	石川警察署	" 3月 7日 " 4月25日
八重山養護学校	" 2月 9日	名護警察署	" 2月21日 " 3月24日
泡瀬養護学校	" 1月25日 " 2月24日	本部警察署	" 2月22日 " 3月 7日
桜野養護学校	" 2月 1日		
那覇養護学校	" 1月25日	監査委員事務局	平成18年 7月11日
森川養護学校	" 1月31日	人事委員会事務局	平成18年 7月 4日 " 8月21日
警 察 本 部		労働委員会事務局	平成18年 7月 6日 " 8月23日
本庁各課	平成18年 7月 4日～7月 7日 " 8月14日	選挙管理委員会事務局	平成18年 7月26日 " 8月17日
豊見城警察署	" 3月 8日 " 4月19日		
糸満警察署	" 3月 2日 " 4月27日		

注：監査対象機関は平成18年4月1日現在で表記してある。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成18年9月1日から9月15日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 業 局	久志浄水管理事務所、北谷浄水管理事務所、水質管理事務所
教 育 庁	県立図書館、埋蔵文化財センター、名護青年の家、石川少年自然の家 玉城少年自然の家、本部高等学校、前原高等学校、美里高等学校、コザ高等学校 北谷高等学校、北中城高等学校、宜野湾高等学校、西原高等学校、浦添高等学校 那覇国際高等学校、開邦高等学校、那覇高等学校、那覇西高等学校 豊見城高等学校、豊見城南高等学校、南風原高等学校、向陽高等学校 知念高等学校、糸満高等学校、久米島高等学校、八重山高等学校 中部農林高等学校、宮古農林高等学校、八重山農林高等学校、北部工業高等学校 美里工業高等学校、那覇工業高等学校、南部工業高等学校、八重山商工高等学校 那覇商業高等学校、沖縄水産高等学校、泊高等学校、沖縄盲学校 沖縄ろう学校 名護養護学校、美崎養護学校、大平養護学校、鏡が丘養護学校、 沖縄高等養護学校
警 察 本 部	警察学校、那覇警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、嘉手納警察署 宮古警察署、八重山警察署

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び事務・事業等の執行は、おおむね適正に処理されていた。しかし、一部については、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する指摘事項

ア 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
県税収納率の向上に努力を要するもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
県税の滞納処分を強化する必要があるもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
徴収に努力を要するもの	5	管財課外4機関
調定事務が適正でなかったもの	3	農業研究センター外2機関
債権の管理が適正でなかったもの	1	中央児童相談所
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
行政財産の使用料の徴収に努力を要するもの	1	北部病院
計	13	

イ 支出、契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過・不足払いとなっていたもの	17	南部福祉保健所外16機関
支出負担行為の整理が遅れていたもの	2	自然保護課外1機関
補助金の執行について改善を要するもの	1	空港課
委託料の確定手続きが行われなかったもの	1	保健体育課
委託費の積算が過大となっていたもの	1	下地島空港管理事務所
予定価格調書が作成されていなかったもの	2	県立病院課外1機関
業務委託契約に係る履行確認が不十分なもの	1	中部病院
業務委託契約の一部不履行について	1	県立糸満青年の家
計	26	

ウ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公有財産の管理が適正でなかったもの	2	コザ児童相談所外 1 機関
計	2	

エ 工事にに関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
設計変更等が適切でなかったもの	1	宮古支庁農林水産振興課
事業計画等が適切でなかったもの	1	宮古支庁土木建築課
工事請負契約後、長期にわたり工事着手されなかったもの	1	石川浄水管理事務所
計	3	

(2) 事務に関する指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
消防用設備の定期点検が実施されていなかったもの	1	県立芸術大学
公益法人の業務の監督が不十分なもの	5	防災危機管理課外 4 機関
情報セキュリティ対策基準を策定すべきもの	1	県立病院課
計	7	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	工事	計	
知 事 公 室								1
総 務 部		3					3	
企 画 部		2				2	4	1
文化環境部			1				1	1
福祉保健部		3	4		1		8	3
農林水産部		1	2				3	
観光商工部		1	2		1		4	
土木建築部		1	3	1			5	
出納事務局			1				1	
企業局						1	1	
病院事業局		2	1	3			6	1
議会事務局								
教育庁			6	1			7	
警察本部			1				1	
その他の行政委員会事務局								
計		13	21	5	2	3	44	7

注：部局名は平成18年4月1日現在で表記してある。

(4) 監査所見

ア 財務事務の適正な執行管理について

給与の過・不足払いや歳入調定、支出負担行為整理などの事務手続きが遅れたものなど、財務事務の基本的な処理に適正を欠くものがあった。

特に給与の過・不足払いについては多数認められたが、その殆どが支給要件等を確認しておれば防げたケースである。

これらの誤りの主な要因として、担当者に任せきりになっていたり、チェック体制が十分に機能していないなどの問題が挙げられる。

についてはチェック体制を点検・整備するなど、各職場において有効な対策を講じていただきたい。

イ 収入未済額の解消について

収入未済額については、関係部局による未収金対策会議の開催や、それぞれの債権に応じた債権管理マニュアルを策定するなど債権回収に対する取り組みが強化され、県税などで一定の成果をあげているものの、大口の収入未済が新たに発生するなど、収入未済額は依然として多額となっている。

県では、財政健全化策の一つとして未収金の解消を挙げ、未収債権毎に具体的な数値目標を掲げて債権回収に対する取り組みをさらに強化することとしている。

今後とも、負担の公平と歳入の確保の観点から、債務者の実態に応じた適切な債権管理を行うとともに、収入未済額の解消及び新たな発生防止について取り組みを強化されたい。

ウ 情報システムのセキュリティ対策等について

県では、人事管理システム、医事会計システムなど150以上の情報システムを構築し、運用しているが、個人情報等情報資産の機密性などを確保するため、「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に基づいて対策を講じることとしている。

しかしながら、対策を具体的に実施するために必要な「情報セキュリティ実施手順」が未だ定められていない情報システムがあること等から、情報システムの安全性の確保やデータ保護について点検し、所要の措置をすみやかに講ずる必要がある。

また、県内でも個人情報入りのCDの紛失や生徒等の名簿がインターネット上に流出したりするなどの事故が発生している。個人情報の管理態勢を強化するなど遺漏のないよう努められたい。

エ 工事の契約変更について

工事の契約変更において、当初設計における調査・検討が十分でなかったため大幅に増額変更しているものや設計変更ではなく別途発注を検討すべきものなどが見受けられた。

設計時における調査等を十分行い、より適正な執行に努めていただきたい。

第3 部局別の指摘事項

○ 知事公室

(1) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(防災危機管理課)

○ 総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 県税収納率の向上に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.3ポイント上回っているが、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成17年度	92,545,180,672	87,932,500,351	351,655,787	4,269,082,692	95.0
平成16年度	91,790,255,599	86,890,367,431	456,241,319	4,446,544,167	94.7
対前年度比	100.8	101.2	77.1	96.0	—

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条（5年時効）に基づくものが大半を占めている。これらの滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

③ 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	59,599,845円	7.5%	9.0%

(管財課)

○ 企画部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 調定事務が適正でなかったもの

農業生産物売り払い収入において、平成16年度分の収入として調定すべき1,419,537円を、平成17年度分の収入として調定し、所属年度を誤ったものがあった。

(農業研究センター)

生産物払下収入において、海洋深層水の平成16年度分の収入735,840円及び平成17年度分の収入1,510,320円の収入調定が行われていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(海洋深層水研究所)

[工事]

① 設計変更等が適切でなかったもの

随意契約により実施した荷川取漁港舗装工事において、別途発注すべきであった工事箇所を追加したため、当初契約額より大幅な増額となっていた。

(宮古支庁農林水産振興課)

② 事業計画等が適切でなかったもの

随意契約により実施した塩川仲筋線外1路線道路維持管理業務委託において、現場確認等の事前調査が不十分であったため、当初契約額より大幅な増額となっていた。

(宮古支庁土木建築課)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。

(地域・離島課)

○ 文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの

沖縄海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更にかかる調査委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであったが、著しく遅れていた。

(自然保護課)

(2) 事務に関する事項

① 消防用設備の定期点検が実施されていなかったもの

消防法で義務付けられている消防用設備の定期点検を実施すべきであったが、平成17年度は実施されていなかった。

(県立芸術大学)

○ 福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	295,975,085円	42.8%	2.5%
			(青少年・児童家庭課)
心身障害者扶養共済事業負担金	15,945,480円	40.8%	0.7%
			(障害保健福祉課)

② 債権の管理が適正でなかったもの

児童福祉施設負担金の徴収に当たり、納入期限までに納入しない者に対し、沖縄県財務規則の規定に基づく督促状の発行をすべきであったが、平成17年度は全く行っていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(中央児童相談所)

[支出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、38,801円が不足払いとなっていた。

(南部福祉保健所)

6月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、休職による除算期間を誤ったため、412,247円が過払いとなっていた。

(首里厚生園)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、68,180円が過払いとなっていた。

(若夏学園)

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、446,341円が過払いとなっていた。

(石嶺児童園)

[財 産]

① 公有財産の管理が適正でなかったもの

敷地の一部で境界標が設置されておらず、境界が明確でなかった。

境界を確定し、適正な財産管理に努める必要がある。

(コザ児童相談所)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(障害保健福祉課、高齢者福祉介護課、青少年・児童家庭課)

○ 農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
施 設 使 用 料	11,022,252円	7.1%	18.9%
			(中央卸売市場)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

6月及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、産休及び育児休業による除算期間を誤ったため、56,559円が過払いとなっていた。

(北部家畜保健衛生所)

12月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、産休による除算期間を誤ったため、職員Aは351,623円、職員Bは303,340円が不足払いとなっていた。

(栽培漁業センター)

○ 観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 調定事務が適正でなかったもの

土地貸付料の収入において、契約締結時に収入調定すべきであったが著しく遅れていた。

(雇用労政課)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、63,433円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(労政・女性就業センター)

② 支出負担行為の整理が遅れていたもの

平成17年度沖縄県伝統的工芸品産業産地補助金（後継者育成事業）の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。
(商工振興課)

[財 産]

① 公有財産の管理が適正でなかったもの

校内にある立木について、公有財産規則に基づく公有財産台帳が整備されていなかった。
なお、この事項については、指摘後は正されている。

(具志川職業能力開発校)

○ 土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が前年度より減少しているが、多額にのぼるものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	856,944,284円	16.0%	△1.5%

(住 宅 課)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

12月期の期末手当を支給するに当たって、休職による除算期間を誤ったため、84,634円が不足払いとなっていた。

(技術管理課)

12月期の勤勉手当を支給するに当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、77,046円が過払いとなっていた。

(中部土木事務所)

② 補助金の執行について改善を要するもの

沖縄県空港保安施設設置事業等補助金の執行に当たって、数団体への交付事務をまとめて行ったため、交付決定の時期が著しく遅れていた。

(空 港 課)

[契 約]

① 委託費の積算が過大となっていたもの

下地島空港消防及び設備点検業務委託契約（契約金額137,182,000円）の予定価格の積算において、消防車のリース料等に係る消費税相当額を二重に計上したため、2,434,029円が過大積算となっていた。

(下地島空港管理事務所)

○ 出納事務局

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

6月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、欠勤及び休職による除算期間を誤ったため、357,557円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(会 計 課)

○ 企業局

(1) 財務に関する事項

[工 事]

① 工事請負契約後、長期にわたり工事着手されていなかったもの

伊芸地内導水管保護工事（海岸護岸設置工事）について、平成17年12月28日に工事請負契約を締結しているが、沖縄県漁業調整規則に基づく漁場内の岩礁破碎等の許可手続きの遅れにより、監査日（平成18年5月18日）現在、工事着手されていなかった。

(石川浄水管理事務所)

○ 病院事業局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成17年度末における医業未収金(個人負担分)は1,718,763,908円となっており、前年度

末より7.1%増加していた。

未収金の発生防止及び回収について一層の努力を要する。

(県立病院課、各県立病院)

② 行政財産の使用料の徴収に努力を要するもの

行政財産使用許可に係る建物使用料において1,785,600円の未収金があった。

引き続き徴収に努力する必要がある。

(北部病院)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、42,288円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(八重山病院)

[契 約]

① 予定価格調書が作成されていなかったもの

100万円以上の委託契約については、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書の作成が必要であるが、作成されていないものがあつた。

(県立病院課、八重山病院)

② 業務委託契約に係る履行確認が不十分なもの

保守管理業務について、一部契約に不履行があつたにもかかわらず委託費が全額支払われ、会計事務処理として適正を欠いているものがあつた。

なお、この事項については指摘後は是正されている。

(中部病院)

(2) 事務に関する事項

① 情報セキュリティ対策基準を策定すべきもの

医事会計システムなど各種医療情報システムについては、病院管理局においてセキュリティ対策基準を策定することになっているが、未だ策定されていなかった。

(県立病院課)

○ 教育庁

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

6月期及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、85,072円が過払いとなっていた。

(国頭教育事務所)

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、91,300円が過払いとなっていた。

(島尻教育事務所)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、3名分の計139,043円が過払いとなっていた。

(西崎養護学校)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、期間率の確認が十分でなかったため、157,361円が不足払いとなっていた。

(那覇養護学校)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、103,701円が過払いとなっていた。

(浦添工業高等学校)

② 委託料の確定手続きが行われていなかったもの

奥武山総合運動場管理委託契約において、完了検査など委託料の確定手続きが行われておらず、不適切な会計事務処理となっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(保健体育課)

[契 約]

① 業務委託契約の一部不履行について

給食業務委託契約において、給食業務従事者の健康診断書及び検便検査報告書を提出することとなっているが、検便検査報告書が提出されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(糸満青年の家)

○ 警察本部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

通勤手当の支給に当たって、通勤経路の認定の誤りにより89,000円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(沖縄警察署)